

## 第5回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成25年12月10日（火）10:00～11:40

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

出席者：堀部座長、宇賀座長代理、金丸委員、佐藤委員、宍戸委員、新保委員、鈴木委員、  
滝委員、長田委員、松岡委員、椋田委員、森委員、安岡委員、山本委員  
消費者庁 消費者制度課  
山本 IT政策担当大臣  
亀岡内閣府大臣政務官  
総務省 総合通信基盤局 消費者行政課  
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課  
内閣官房 IT総合戦略室 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、二宮参事官、  
吉川参事官、瓜生参事官、濱島参事官、村上調査官、神成政府CIO補佐官、  
楠政府CIO補佐官、満塩政府CIO補佐官

1. 開会
2. パーソナルデータ取得時にとるべき手続に関する検討状況
3. 技術検討WG報告書について
4. 制度見直し方針（案）の検討
5. 閉会

### [資料]

- 【資料1】 パーソナルデータ取得時にとるべき手続に関する検討状況  
ー消費者への情報提供のあり方を中心にー（経済産業省提出資料）
- 【資料2-1】 技術検討ワーキンググループ報告書（佐藤委員提出資料）
- 【資料2-2】 技術検討ワーキンググループ 今後の検討課題（佐藤委員提出資料）
- 【資料3-1】 パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針案（事務局提出資料）
- 【資料3-2】 パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針案（修正点有版）（事務局提出資料）（席上配布）

（参考資料1）第4回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨（席上配布）

## 1. 開会

[山本IT政策担当大臣は、議題2の途中に参加の際に挨拶あり]

(山本大臣)

本日はお忙しい中、堀部座長をはじめ委員の皆様にお集まりいただき、お礼申し上げます。

きょうで「パーソナルデータに関する検討会」は5回目ということになり、前回「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）」の事務局案を提案の上、有識者委員から示唆に富んだご意見を精力的に出していただいた。改めてお礼申し上げます。

そうしたご意見を踏まえて事務局案を修正した。私も、昨日、ずっと読ませてもらったが、大変難しい中できちんと議論をまとめているという印象を持った。きょうは前回、中間報告していただいた技術検討ワーキンググループの検討結果についても、ここで最終的なご報告をしていただくことと認識している。

本日も密度の濃い議論をしていただき、堀部座長の下で「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）」を検討会として決定いただくようお願い申し上げます。

## 2. パーソナルデータ取得時にとるべき手続に関する検討状況

**【資料1について経済産業省 商務情報政策局 情報経済課より説明】**

(堀部座長)

それでは、資料1の説明について、質問・意見があれば発言いただきたい。

パーソナルデータの取得時にどう同意をとるかということは、先ほどご説明があったように「世界最先端IT国家創造宣言」の中でも出ているところである。実際にこのような形で検討をしていただいております、さらに今後検討されるということになるが、この場に評価委員会の委員も出ているのでご発言いただきたい。森委員、いかがか。

(森委員)

私も評価委員会に参加している。これは経済産業省の前年度の取り組みを受けてのことだが、前年度の検討会では、事業者と消費者の間の信頼確立のための3つの方法ということで経済産業省から提案をしていた。今回はそのうちの一つ、透明性の確保に関する取組で、透明性の確保というのは、本検討会でも非常に重要であるといわれており、きょうのこれから報告がある制度見直し方針の中にも、透明性の確保ということが出てくるので、そこにフォーカスした取組としては意義のあるものだったと思う。

### 3. 技術検討WG報告書について

#### 【資料2-1、2-2について佐藤委員より説明】

(新保委員)

前回の報告よりもかなりわかりやすくなったと思う。合理的な技術的匿名化措置とは何かということについて、現在、活用できる資料として、例えばFTCの3要件などを使って、現行法のもとでできる範囲の検討を行ったということがこの技術検討ワーキンググループの報告書の内容となっているが、こちらについては、この後の制度見直し方針との関係においても留意しなければならないと考えている点がある。今後、我が国における議論として、国際的な基準や制度を踏まえた上で検討を行うことは不可欠であり、そもそも参考・参照する制度のもともとの制度的な基礎が異なる場合に、それを我が国にそのまま導入をして、適切にそれが機能するかということも今後は検討をした上で、実際に、今、どの範囲までが「合理的な技術的匿名化措置」として認められるのかということを検討していくということになると思っている。

そのときに、今回も随所に出てくる「FTC3要件」という用語だが、こちらについては、今回の報告書ではこのように英文の資料も含め非常に詳細にFTCスタッフ・レポートの内容を入れてもらっている。こちらについて、今後の注意点として挙げておかなければならないことが数点ある。まず1つ目は、FTCスタッフ・レポートに、いわゆるFTC3要件というものが記されているが、これはあくまでスタッフ・レポートという形で出ているわけであって、例えば消費者プライバシー権利章典であるとか、その他規則であるとか、そういった位置づけのものとして、例えばガイドラインとして定められた基準ではないという点に留意する必要がある。

さらに、いわゆるFTC3要件と呼ばれるものの位置づけは、原文のレポートにおいては、FTCがみずから「このような状況であれば、匿名化された情報として提供が可能である」ということを積極的に示したというよりは、むしろ法律事務所からの問い合わせに対して、FTC側が、どのような措置を講じた場合に適法な利用になるのかということに回答したという内容になっている。

我が国においても、このような回答については、従来から例えばノーアクションレター制度などで用いられている。そのため、この内容については、そのような位置づけに近い内容であると評価できる。

したがって、FTC3要件というものについては、参照できる資料としては有用であると考えられるけれども、一方でこれに依拠してそれが国際的な基準であるというわけではないということについては、留意をしておく必要があるという点が1つ目の点。

その前提となる点として、2つ目に、制度の違いということについての前提を確認しておかなければならないというところがある。FTCがこのような形で3つの条件を示した上で、

この条件に基づいて取り扱うことで、適法な利用であるということの見解を示すことができる理由として、米国では連邦取引委員会法第5条において、不公正または欺瞞的な取引における情報の取扱いについては、連邦取引委員会法違反として対応することが可能であり制裁の対象になるという前提条件がある。

そのため、そのような制度が、今後、我が国で準備をして用意されることを前提に、このような形での契約ベースで、事後的にそれがアンフェアではないということが確認できる取扱いが担保されるのであれば、こういった形の取扱いについて検討を進めるということは可能かと思う。

まずは、この前提となる制度について、今後、これがまさにワーキングにおける制度の面での宿題ということになるわけであるが、その前提についてまず検討した上で、さらにこの点についてまた戻って検討するということが必要かと思う。

なお、この制度についても、今、申し上げた「アンフェア」という用語については、米国法で既に用いられてきたところであるが、我が国の個人情報保護法においても、公正な利用ということについては、既に公正な取得、フェアな取得ということについては、法的な義務として課されているわけであるが、しかしながら、この公正な利用とは、どこまでが公正な利用なのかということについて、従来積極的にこれが議論されてきたというところはない。

つまり、今後、いかに合理性が認められるのかという、合理的な基準ということについては、現在ではその部分はまだ白紙なわけであり、今後、その基準として、公正な利用というものについて、どこまでが公正な利用として事業者が行っている情報の取扱いが認められるのかという議論について、今後、より積極的に議論をしていくべきと思う。なお、例えば著作権法では、既に長年にわたってフェアユースの議論がなされてきたところであり、そのフェアユースということについても、我が国でそのフェアユースの概念を平成21年、24年の法改正の中でも議論をしても最終的にはなかなかそのフェアユースということについて、著作権法であっても、その概念をそのまま我が国に導入することは難しいという状況があった。

そのため、この点については、個人情報の取扱いについても、何が公正な利用なのかということを、この技術検討ワーキンググループの検討結果を踏まえて、今後、制度的にも担保をしていくということが必要。

(堀部座長)

FTC 3要件についてはいろいろ議論があるところであり、ただいま新保委員から指摘されたような点もあるので、これは今後、さらに検討をしていく必要があろうかと思う。

(佐藤委員)

FTC 3要件のことではなくて、合理的な基準に関して。そもそも合理的な基準、一般論と

しての合理的な基準がつけられるかということ、技術検討ワーキンググループとしてはつけないと考えている。それはなぜかということ、基本的に個々のケースにかなり依存するため。

データも例えば平日と土日とでデータの特徴が違ってきたら、別の特定化手法を使わないといけないケースが出てくるので、一般論でその基準をつくらうとすると、なかなかうまくいかないということ。それから、仮に基準をつくるにしても、その匿名化といわれているそのデータの加工方法に関して基準をつくるものは、我々是不適切だと考えている。

重要なことは、その加工された結果が、個人が特定されない・識別されないという、加工された情報がどうなっているかという観点で見ていかないと、その手段ではなかなか基準がつけられないと我々は見ている。

(新保委員)

この合理性については、プライバシーの分野では、従来から大きく2つの面から議論がなされてきたところである。1つはそもそもプライバシー保護についての合理的なプライバシー保護への期待。これは米国法で主に議論されてきたリーズナブル・エクスpekテーション・オブ・プライバシー。このリーズナブル・エクスpekテーション・オブ・プライバシーというものについては、何が合理的なプライバシーとして保護されるのかということについて、一般的なプライバシー保護の観点において、この合理性というものについて検討がなされてきた。この合理性の基準ということについては、基準としてなんらか合理性というものが示されてはいても、実際に訴訟において裁判でケースバイケースに判断がなされるということから、何が合理的な基準かということについては、あくまでリーズナブルかどうかということを経済的には司法の場で判断をするということによって解決がなされてきた。

2つ目の点については、主に公権力との関係において、リーズナブルではなくアンリーズナブルな問題というもの。何があるかということ、不合理な搜索・差し押さえについての議論。従来から、これは例えば米国法では修正4条の議論として、不合理な搜索・差し押さえについて、どこまでがアンリーズナブルかという議論があった。

当初は、例えば1967年のカッツ判決のように通信傍受が議論になっていたわけであるが、その後、さらに犯罪捜査において、現在では電子的な傍受も含めて、先端的な犯罪捜査または安全保障も含めて、そういった捜査手法が導入されているという観点から、近時いろいろこの点についても問題になっている。それが公権力との関係で、どこまでがアンリーズナブルなのか。不合理な情報収集活動に当たるのかということについて、議論がなされてきているので、この点については、今回、技術検討ワーキンググループでは、合理的なところまで、かなり恐らく悩まれたと思うが、プライバシーに関する議論においても、この合理的なプライバシーの期待はどこまでなのか。それから不合理な搜索、押収を初めとして、不合理な情報収集活動ということについては、どこまでが不合理なのかということについては、長年判例においてもさまざまなケースで事例が取り扱われてきたわけ

なので、この点は過去の事例も踏まえて、今後のことについては検討をしていくことが必要だと考えている。

(堀部座長)

この問題は、ただいまの新保委員の発言からも若干内容的にこの分野ではいろいろ議論があるところであるし、特にアメリカの場合には、判例によって言葉の解釈もなされている。それらを検討して、現時点でどう解釈されているのかというあたりも明確にしながら考えていかなければならず、今回のこの検討会ではそこまでは検討が行かないため、今後、引き続き検討してもらいたいと思う。

(森委員)

私は、法律家として技術検討ワーキンググループに参加させてもらったが、本当に驚きに満ちていたというか、難しかった。こちらから法律のことをご説明して分かっていたくのはそんなに難しくなかったが、やはり技術のことを自分がわかるのが難しく、かつ法律のほうで何となくふんわり終わらせていたことが、やはりなかなかそうではないのだということがよくわかり、ふんわり終わらせてはいけないのだということがよくわかった。

たとえば、先ほどの個人情報の定義、報告書の1ページ目の表のところ、我々はこれまで個人情報とは何かみたいな、特定の個人を識別できることということについて、何となく正直なところ、よくわからないところがあった。技術検討ワーキンググループでは、それがよくわからないままでは、特定の個人を識別することの裏返しである匿名化ということのを厳密には議論できないので、それを厳密に議論するために、識別と特定、識別特定情報、非識別非特定情報という話がまず出てきた。

これで私も非常に納得できた。非常にはっきりした。少し前に「k-匿名化」みたいな話が出てきたときに、それがどうして個人識別性と関係あるのかと思ったが、その関係もよくわかったし、そのプライバシーに与えるインパクトについてもわかった。しかし、その次、まず特定の個人を識別するという、そしてそれを失わせるということが匿名化だということにして、次にそのための方法をいろいろ考えていったわけだが、そこは全く容易なことではなかった。これはFTCの3要件が新保委員発言のとおりそもそもざっくりとした提案であって、なかなかそのまますぐに乗っていきけるようなものではなかったことにもよると思う。

いずれにしても、例えば、今の個人識別性のところに代表されるように、これから法改正を前提に法律の議論をする上で、今回の技術の先生方の議論というのは、すごく示唆に富んでいるというか、いろいろなことをクリアにさせていただいたのではないかと思うので、そういう意味でも、この技術検討ワーキンググループの検討は、今後も参照してもらいたいものではないかと思う。

(堀部座長)

技術検討ワーキンググループの報告書を見させてもらったが、非常によくまとめてもらっている。これまで、こういう形での検討がなかったので、今後の議論のきっかけになると思うし、さらに「今後の検討課題について」という資料2-2にあるもの、これを検討していくということや、またその内容をどうするかということについては、きょうこの場でまとめるということは不可能なので、いずれ別の機会に検討してもらおう資料として使わせてもらうのがよいと思う。

技術検討ワーキンググループで検討いただき、またこういう形で報告書をまとめていただいたことについて、改めてお礼を申し上げます。

#### 4. 制度見直し方針(案)の検討

(堀部座長)

議事4について、パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針、前回は事務局案ということで出したが、それについて、各委員からいろいろご意見をいただいた。それを事務局で取りまとめたのが資料3-1。

どういう意見があったかという見え消しの部分が資料3-2にあるので、これらも適宜参照いただきたい。

(事務局)

前回の事務局案の提示後、各委員からさまざまなご意見をいただいた。その中で、具体的な今後の大綱に踏まえるような中身についてのものと、今回、制度見直し方針に盛り込める方向性を示されたもの等があり、今回は制度見直し方針の改定ということなので後者の方向性の点についてのみ反映した。

なお、以下の説明は、資料3-2で説明する。その中で、コメントで各委員の名前を載せているが、これは正確に各委員の言葉をきちんと踏まえたわけではなく、各委員の発言趣旨を踏まえつつ、事務局側で文章をつくって入れた形であるので、その点は了解いただきたい。

#### 【資料3-1、3-2について事務局より説明】

(宇賀座長代理)

非常に些細なことであるが、三条委員会の説明のところ、内閣府設置法についても書いておいたほうがいいのではないかと思う。

(宍戸委員)

些細なところであるが、資料3-1でいうと、4ページの「行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い」のところ。中身に反対というのではなくて、本当に細かい修正案だが、文章の2行目で「それらの機関が保有する個人情報について」とあり、その後ずっと行って、いちばん最後に「その対応の方向性について検討する」。この「その」が何を指しているのか、今一つ不明確であるので、「それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて」とされるとよいのではないかと思う。

(森委員)

1ページ目のⅡで「パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性」、下3行で二つの方向性がはっきり出ていて、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指す。つまり、プライバシーを保護して、ルールをはっきりさせるという、この2点ではないかと常々思っていたところを形としていただいた。

それとの関係で、2ページ目の2について、基本的には私法であるプライバシーのルールを個人情報保護法にも取り込むことになっていて、これもやはり、これからそうすべきなのだろうと思う。

そうすると、例えばわかりやすいところ言えば、今、どんな個人情報でも、第三者提供にオプトアウトの例外を使っていることになっているけれども、例えば、センシティブなものについてオプトアウトするということは、実際にほとんど行われていない。それはやったら怒られるから、プライバシー侵害になるからということとされていないが、そういうところは、例えるならば、横のルールであるプライバシーで禁じられているのに縦のルールである個人情報保護法では空いている穴のようなものである。これを今後はふさいでいくことになる。そういうことになると個人情報保護法の規制自体は大きくなるわけなのだが、それは結局横のルールを縦に直しているだけなので、自由度は余り変わらない。総論としては、プライバシーを守るための法律にすることなのだが、そういうルールにある種私法であるプライバシーのルールの見える化みたいなことを個人情報保護法でやるのだと。そのためには、若干規制としての分量が大きくなっても、利活用の自由度を変えるわけではないということを申し上げたい。

(安岡委員)

先ほど森委員の発言からそもそも論として思ったこととして、個人情報とプライバシー両方を合わせてパーソナルデータと言っているのかという、ここで取り上げているパーソナルデータそのものの定義をある程度前段に入れたほうがいいのではないか。

(森委員)



それは、もっともな指摘であるが、2ページ目の「2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し」のところに「適切なプライバシー保護を実現するため、保護すべきパーソナルデータの範囲について検討する」とあり、個人情報の範囲、パーソナルデータの範囲をどうするかというのは、大きな課題なのであって、これから検討しようということではないか。

さらに、この2の前に、先ほどの1ページ目のⅡの2つの方向性がかかっている、一つはプライバシー保護で、もう一つはルールの曖昧さの解消なので、この2つを実現する形でそのパーソナルデータの範囲を決めていこうということ、その過程において、先ほどの技術検討ワーキンググループの報告書などを参照いただけるのではないかとということ。

(安岡委員)

そうすると、パーソナルデータの範囲自体をこれからも検討しようというイメージでよいか。

(森委員)

私の理解ではそのとおり。

(堀部座長)

パーソナルデータという言葉について。以前にもこの検討会で若干触れたと思うが、2005年4月1日に個人情報の保護に関する法律が全面施行され、その直後にメディアからコメントを求められ、過剰反応だと評した。個人情報というと、個人情報保護法の枠でしか議論ができないということもあり、もう少し広げて議論してみようということで、経済産業省でパーソナルデータとか、パーソナル情報という言葉を使って検討し始めて、その後、それがずっといろいろなところで検討されてきて、昨年の秋から今年にかけて、経済産業省と総務省でそういう概念で捉えてきた。また、この検討会でもそういうことで議論をしてきている。そのため、これを法律の規定の中に言葉で入れるというのは大変難しいところもあるし、範囲をどうするかというのは、恐らく、今後実際に立法化に当たって議論になってくるところだろうと思う。今、森委員のご指摘のようなところで、恐らくこの段階ではとどめておいてもいいのではないかと思う。

これも前に言ったと思うが、外国で、日本でパーソナルデータについて検討しているのだと言うと、外国人は個人情報としてしか認識しないので、それは当然だろうということになるが、そこでパーソナリティ・アイデンティファイアブル・インフォメーション、PII、識別できる個人情報とそれからノンPIIも含めて広く検討しているのだと言うと、それはそうでしょうという反応となる。

そういうことで、ここをどう定義するのか難しいところでもあり、今後、さらに検討をしていくということで、とりあえず今のような表現でとどめておいてもいいのではないか

と思う。

(新保委員)

内容についての意見は特にはないが、今後の要望がある。今回、このような形で国内には理解をしてもらえらるであろう取組を非常にいい方向でまとめてもらい、国際的にも調和を図るために必要な事項ということで取りまとめをもらった。今後、私もこの後、OECDのパリの会議に行くわけだが、国際的に、日本がやっていること、これだけ積極的に取り組みを行っているというところがなかなか海外からは見えづらいという側面がある。

前回会議で暗号化という言葉を用いたが、海外から見ると、日本語は暗号化されているくらい難しいので、なかなかこのまま日本語を理解していただいて、海外で情報発信ということは、現実的には不可能。

そこで、今後のこととして、これはこの分野に限らず、IT総合戦略本部のホームページも、英語になっている部分が少しまだ少し古い情報が載っているという状況があるので、こういった海外への情報発信ということについても、積極的に進めていくことができればと思っている。

これは、私も努力をしていきたいと思う。こういった検討の結果については、海外から見えるようにするというのも、我が国の成長戦略を国際的なレベルに上げるという上でも不可欠なことだと思うので、この点については、要望事項として意見を述べたいと思う。

(滝委員)

大変素晴らしい資料をまとめていただき感謝申し上げます。

今後の話としてであるが、新保委員から話があった外国に対するPRもさることながら、我が国民へのPRも重要。ITは国民的に認知度の高い企業がいろいろあり、それほど遅れていないという感覚があるのかという思いもあるが、実は、IT利活用に関しては、先進国の中で日本は非常に遅れている。以前は10番目、20番目くらいであったが、今は40番目ぐらいの順位。その理由は、背番号との関係。言葉を変えてマイナンバーと言っているが、その個人に紐付くところに高い利便性がある。国民生活の利便性向上という意味で、IT利活用は高いポテンシャルを持っているわけであるが、その辺りが遅れている。しかし、逆に言うと進んでいる国が多くあるということ。その具体的な事例を国民に徹底的に理解してもらいたい。私は先進的にJR東日本が始めたことに対しても、あのような形で終わったのは非常に残念であり、またこのように素晴らしいタイミングでパーソナルデータの検討が進んでいることが、また何かのところで同じように止められてしまうことがないかと、心配し過ぎかもしれないが懸念している。その意味で、国民に対して、IT利活用の特に医療情報、介護の世界における、個人に紐付く利便性について徹底的に海外の事例を示していくというPR活動、そのようなことも委員会としてできればいいのではないかと考えている。国民の利便性が非常に大事なのだが、日本はクラウドについても非常に遅れていて、利活

用が大変遅れている。進んでいる事例はこんなことで、特に医療、介護に関してこんなに便利になるのだというようなことを、政治はもちろんマスコミにも協力してもらって、国民に対してPRしていくことが必要ではないかなと考えている。

(鈴木委員)

滝委員から席上配布の意見書が出ている。医療に関して、医療ビッグデータ、医療イノベーションを大いにやるべきだというのは大賛成。ぜひとも、日本の税収の大半は社会保障制度に注ぎ込まれていますので、ここを大きく改革していくのは、非常に重要だと考えている。ITの果たす役割は大いにあると思う。また、ただいま話のあったJR東日本の例ということについて意見書にも書いてあるが、「利活用を止めている」といえば、私もSuica問題を批判している側の一人であり、今回の件は違法だと主張している。適法だという意見があるのも承知しているが、Suica問題があったからこそ、今回、匿名化の問題が深掘りされた。まさに技術検討ワーキンググループからは、匿名化が非常に困難だということが出てきた。Suica問題は、「利活用を止めるな」ではなくて、「利活用するためにはこうした問題に気がつく能力も必要だ」ということになる。

政府は、今後こういった匿名化に関して、第三者機関を中心に調査をしなければならない。その是非の理由付け、判断基準を明確にオープンにしなければならない。そのためのIT人材の登用と育成が必要になるということが非常に重要。ルールの明確化とともに、この調査も公明正大に国民が納得するように調査していただいて、白黒つけるということが、今後の消費者の信頼とITの利活用のベースになってくるはずだ。一方で、Suica問題も含めて、民のほうも匿名化できる技術者を育てなければならない。これがITの利活用の前提になる。

これだけの報告書をしっかりと理解して、新しい法制度のもとで合理的な基準もこれからいろいろダッチロールするところがあるかと思うが、そのメッセージを読み解いて、きっちり実装できる匿名化技術者を民間に多数育てていく仕組みが必要だと思う。加えて、データサイエンティストと呼ばれる人たちも必要だ。ぜひ新しいビジネスモデルをつくっていただきたい。

全てこれは経済成長に向かって、みんなが一丸となってあらゆる立場で意見を述べているところで、やはりポイントは2ページの3番のグローバル化というところだと思う。

日本だけに通じるルールで、例えばSuica事案もEUに行ったらあれはできるのか、米国に行ったらできるのかということも問われなければならない。今後は、世界中からゲノムを集めてゲノム創薬しなければならないということも考えられるが、こういうときに、世界の中でも高い水準のルールをつくって、安心して各国から個人データを提供してもらえるような環境をつくっていかなければ、海外の企業はおろか日本企業ですら、研究開発拠点やデータセンターを日本国外に持って行こうとしている。空洞化が起きるし、それは既に始まっているのではないかと。雇用も外に行き、法人税も外に行ってしまうということを考える

と、やはり3番のグローバル化への対応が非常に重要だ。

それから、昨今、マスコミからいろいろ取材も始まっているが、医療データの国外移転の問題がある。無論、M&Aは自由、それから貿易も自由、資本の移動も自由、これは当然。狭い国土の狭い市場に閉じこもっては経済成長できないので、国際市場にオープンに行く政策は重要であるが、医療カルテ、電子カルテ等のヘルスケア事業を米国企業のファンドを經由して人権保障のない他国に流れるような事態が具体的に動き始めている。ここに関して現在は適法であるがまったくの自由でいいかどうかは検討すべきだろう。グローバル化を重視しながらも、他国へのデータ移転について、政府がチェックし得ない状況というのは、やはり問題ではないか。この点はポイントをしっかり抑えてルール化すべきだ。やはりいろいろな意味でこのグローバル化は気になるところだ。

特に方針案を修文いただくほどの意見はないが、やはりポイントは、第三者機関など官のIT人材のスキル要件の明確化、登用、育成などの人事制度。それから民の匿名化技術者、データサイエンティストの養成の支援についてはかなり留意していかないと、せっかく法律をつくっても機能せず、また経済成長につながらないのではないかなと思う。

それから、EUでも、匿名化の論争が起きているようなので、そこも踏まえて対応すべきだ。また、新保委員がこれからOECDに行かれるということなのだが、米国と協調してOECDなどを活用して、日本の提言に基づく国際ルール化ということも模索してEUに対応していくことも検討すべきだと思う。

(堀部座長)

ただいま、何人かの委員からご意見・ご要望をいただいた。それぞれそのとおりと受けとめた。特に、グローバルな点については、私もOECDに1996年から2008年まで出ていて、いろいろ国際的な調和を図るべく努力はしてきたが、なかなか日本国内が動かず非常に苦労した。

ただいま何人かの委員から出た意見の中で出なかったもので言うと、第三者機関、プライバシーコミッショナーの設置について、今回、積極的に触れている。

私は、来年の1月から番号法に基づく特定個人情報保護委員会の委員長に就任することになった。そういう立場で第三者機関というものが実際にどうなのかということのみずから実践してみて、この第三者機関の果たす役割というのは、国際的には非常に大きいので、それはどうあるべきなのかということについては、またいろいろ発言をしていきたいと思う。

今度できる特定個人情報保護委員会は、社会保障、税、災害に係る番号を含む個人情報の問題であるが、それをさらにどうしていくのか、ロードマップからいくと来年の前半にそれが検討されることになるので、その検討にまた期待したい。

申し上げたいことはいろいろあるが、既にご意見をいただいているので、それに付け加えて、第三者機関について触れさせてもらった。

先ほど修文について、宇賀座長代理から内閣府設置法についてということ、それから宍戸委員から個人情報の取扱いについてのご意見があった。それらは活かして取り入れさせてもらおうと思う。

そういった修文については、座長、事務局にご一任いただきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(堀部座長)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただく。

それでは、資料3-1のパーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針案について、これを検討会の案として決定させていただきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(堀部座長)

ありがとうございました。では、そのようにさせていただく。

今後の手続について、事務局から説明いただく。

(事務局)

検討会の取りまとめ、まことにありがとうございました。

短い時間ではあったが、皆様のご尽力により取りまとめがされたものと考えている。

この後、検討会案をもとにして、IT総合戦略本部において、政府としての制度見直し方針決定に向けて手続を進めていきたいと考えている。

(堀部座長)

ただいま、二宮参事官からあったように、IT総合戦略本部において決定をしていただく。それに当たって、修正等出てくることも考えられるので、それについては事務局と座長にご一任いただきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(堀部座長)

ありがとうございました。では、そのようにさせていただく。

## 5. 閉会

(遠藤政府CIO)

本日は、年末の大変お忙しいところお集まりいただいた。お礼申し上げます。

また、技術検討ワーキンググループ、ここには佐藤委員、森委員が出席されているが、私もワーキンググループにしっかり出席していたのだが、終了後も、ワーキンググループのアフターがあって何時間も随分熱心な討議をされたと聞いている。

それを受けてきょうここにまとめが出ているということであって、それから、またこの親会の本会議でも、いろいろなご意見、アドバイスをいただき、皆様には本当にお礼申し上げます。皆様のおかげをもって、短い時間ではあったが、次のステップへ何とか進むことができる。要するに、利活用をいかに上手にいろいろな問題をクリアしながらやっていくかという方向で大綱をつくっていくというところにいよいよ差し加かりたいと思っている。

今後、また、いろいろな形でご支援・ご助力いただくことが多いと思う。よろしく願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

(亀岡政務官)

皆さんには本当に忙しい中、大変いろいろな議論をいただきありがとうございました。

まさに、皆さんの意見、これを事務局もしっかりと踏まえながら、本日「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針(案)」というものを、いろいろな意見の中で皆さん決めていただいて、次なるステップに進むことができたことを心から感謝とお礼を申し上げたいと思う。

これから、まさに日本が、安倍総理が言っているように「世界最先端IT国家創造宣言」というものを掲げているので、先ほどからグローバル化という話も出ているし、国内でもしっかりと理解と納得をしてもらいながら進めていかないと、これがきちんと世界の中で通用しないということもよくわかっているので、本当に委員の皆様には、これからのいろいろなご指導をいただくとと思う。堀部座長を初め皆様、座長のご努力、そして委員の皆様のご努力によって、ここまできたことを感謝とお礼を申し上げ、またしっかりと官の事務局で、そしてしっかりと国の中で政府の方針として、正式に決定できるように我々頑張っている。また今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(堀部座長)

それでは、先ほど来申し上げているように、制度見直し方針案ということで決定させていただきます。

事務局にはこれの取りまとめに当たり、大変お世話になった。改めてお礼申し上げたい。

ありがとうございました。

そろそろ終了とするが、何か特にご発言があればいかがか。

(長田委員)

先ほど申し上げればよかったのだが、今回、これで制度の方針が固まった後、来年になると思うが、いろいろな議論がされていくと思う。先ほど、国際的にもちゃんとアピールできるようにというお話があったが、何しろこの制度については、一人一人の国民がどう理解をして、プライバシーの保護というものをどう考えるかというのが大切になってくると思うので、一般的によりわかりやすく情報発信もぜひしてもらって、最終的にパブリックコメントなどにいろいろな国民からの意見が反映できるようにぜひ持って行っていただきたいと思う。

(堀部座長)

第5回「パーソナルデータに関する検討会」で、年内最終回になるが、これで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上